12　この条の他の規定にかかわらず、締約国は、対象租税協定について次の規則を適用する権利を留保することができる。

(a)　この条約に定める仲裁手続の対象となる両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行った場合には、仲裁に付託されない。

(b)　仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了する。

第二十条　仲裁のための委員会の構成員の任命

1　両当事国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部の規定の適用上、2から4までの規定を適用する。

2　仲裁のための委員会の構成員の任命については、次の規則を適用する。

(a)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人によって構成される。

(b)　各当事国の権限のある当局は、前条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）1の規定に基づく仲裁の要請の日から六十日以内に、一人の仲裁のための委員会の構成員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁のための委員会の構成員は、そのいずれか遅い方の任命の時から六十日以内に、仲裁のための委員会の長となる第三の構成員を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの当事国の国民又は居住者でもあってはならない。

(c)　仲裁のための委員会の構成員に任命された者は、それぞれ、任命を受諾する時において、両当事国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によって直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関する仲裁のための委員会の構成員が公平であり、及び独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行ってはならない。

3　一方の当事国の権限のある当局が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両当事国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両当事国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の構成員を任命することができない場合には、当該一方の当事国の権限のある当局に代わって、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの当事国の国民でもないものが、一人の構成員を任命する。

4　最初に任命された二人の仲裁のための委員会の構成員が、2に規定する方法によって、及び2に規定する期間内に、又は両当事国の権限のある当局が合意する方法によって、及び両当事国の権限のある当局が合意する期間内に、仲裁のための委員会の長を任命することができない場合には、経済協力開発機構の租税政策及び税務行政センターの最も高い地位にある職員であっていずれの当事国の国民でもないものが、仲裁のための委員会の長を任命する。

第二十一条　仲裁手続の秘密

1　この部の規定、関連する対象租税協定の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両当事国の法令の適用上、仲裁のための委員会の構成員及びその職員（構成員一人について三人までに限る。）並びに仲裁のための委員会の構成員の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁のための委員会の構成員の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁のための委員会の構成員の候補者が受領する情報及び両当事国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、情報の交換及び行政支援に関する対象租税協定の規定に基づいて交換された情報とみなす。

2　両当事国の権限のある当局は、仲裁のための委員会の構成員及びその職員が、仲裁手続の実施に先立って、情報の交換及び行政支援に関する対象租税協定の規定並びに両当事国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従って仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によって合意することを確保する。

第二十二条　仲裁決定に先立つ事案の解決

この部の規定及び両当事国の権限のある当局の合意による事案の解決について規定する関連する対象租税協定の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、次のいずれかに該当する場合には、当該事案に関する両当事国の権限のある当局の合意のための手続及び仲裁手続は、終了する。

(a)　両当事国の権限のある当局が、当該事案を解決するための合意に達する場合

(b)　当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は両当事国の権限のある当局の合意のための手続の申立てを撤回する場合

第二十三条　仲裁手続の種類

1　両当事国の権限のある当局が異なる規則について合意する場合を除くほか、この部に定める仲裁手続について、次の規則を適用する。

(a)　事案が仲裁に付託された後、各当事国の権限のある当局は、当該事案に関して両当事国の権限のある当局の間で既に達した全ての合意を考慮した上で、仲裁のための委員会に対し、合意によって定める日までに、当該事案の全ての未解決の事項に対処する解決案を提出する。当該解決案は、当該事案における調整又は類似の事項のそれぞれにつき、特定の金額（例えば、所得又は費用の金額）の決定又は対象租税協定の規定に従って課される租税の率の上限の決定に限られる。関連する対象租税協定の規定を適用する要件に関する事項（以下「課税の前提となる事項」という。）、例えば、個人が居住者であるか否か又は恒久的施設が存在するか否かに関する事項について両当事国の権限のある当局が合意に達することができなかった場合には、両当事国の権限のある当局は、当該課税の前提となる事項の解決に応じて決定される事項に関して、代替的な解決案を提出することができる。

(b)　各当事国の権限のある当局は、仲裁のための委員会による検討のために解決案の説明書を提出することができる。解決案又はその説明書を提出する各当事国の権限のある当局は、これらの提出の期限とされた日までに、他方の当事国の権限のある当局に対してこれらの写しを提供する。各当事国の権限のある当局は、合意によって定める日までに、仲裁のための委員会に対し、他方の当事国の権限のある当局が提出した解決案及びその説明書に対する応答書を提出することができる。応答書の写しは、応答書の提出の期限とされた日までに、他方の当事国の権限のある当局に提供される。

(c)　仲裁のための委員会は、各事項及び全ての課税の前提となる事項に関し、両当事国の権限のある当局が提出した当該事案についての解決案の一をその決定として選択する。仲裁のための委員会は、当該決定の理由その他の説明を付さない。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁のための委員会は、その決定を両当事国の権限のある当局に対して書面によって送付する。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

2　1の規定を適用しない権利を留保することができる。この場合には、両当事国の権限のある当局が対象租税協定についてこの条の規定を適用するに当たり、締約国は、当該対象租税協定について異なる規則について合意する場合を除くほか、仲裁手続について、次の規定を適用する。

(a)　事案が仲裁に付託された後、各当事国の権限のある当局は、全ての仲裁のための委員会の構成員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。両当事国の権限のある当局が別に合意する場合を除くほか、両当事国の権限のある当局が仲裁の要請を受ける前に利用することができなかった情報は、仲裁のための委員会がその決定を行うに当たって考慮しない。

(b)　仲裁のための委員会は、対象租税協定の関連する規定に従い、及びこれらの規定に従うことを条件として両当事国の法令の関連する規定に従い、仲裁に付託された事項を決定する。仲裁のための委員会の構成員は、両当事国の権限のある当局が合意によって明示的に特定することができる他の根拠を考慮する。

(c)　仲裁決定は、両当事国の権限のある当局に対して書面によって送付される。仲裁決定には、その結論の法的根拠及びその結論に至った理由を付する。仲裁決定は、仲裁のための委員会の構成員の単純多数による議決で採択される。仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

3　2の規定に基づく留保を付さない締約国は、当該留保を付する締約国との間の対象租税協定について1及び2の規定を適用しない権利を留保することができる。この場合には、当該対象租税協定の両当事国の権限のある当局は、当該対象租税協定について適用する仲裁手続の種類について合意に達するよう努める。当該合意が得られるまでの間、第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）の規定は、当該対象租税協定については、適用しない。